

特命随意契約理由書

件 名	議事録作成支援システム保守業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	会議や打ち合わせにおいて録音した音声データを基に、音声認識技術を実装したソフトウェアにより自動テキスト化（文章化）するシステムの保守業務（AI エンジンの学習を含む）を行うものである。	
選定理由	<p>導入年度：令和2年度</p> <p>下記事業者は、本システム及び音響機器を導入した事業者である。情報処理システム等の維持管理で、現行のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対応が困難になるなど、業務の履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>	
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 会議録研究所</p> <p>住 所 東京都新宿区市谷八幡町 16 番</p>	
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
※ 契約金額	792,000	円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
担 当 課	政策経営部 IT推進課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

327

件 名	旧千代田区公会堂巡回警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	火災等施設の異常及び不審者の侵入の予防、警戒、排除、抑制を行うための巡回警備業務
選 定 理 由	<p>旧千代田区公会堂は、(株)千代田会館ビルディング（以下「会館」という。）との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っている。</p> <p>また、建物全体に係る監視機器装置や総合防災センター及び宿直警備に従事する警備員控室等は会館内に設置されているため、警備業務については会館と一体的に実施する体制となっている。</p> <p>本件業務については、複合施設の専用部分の警備業務（第三者発注）等の受託者に部分の業務を委託するものである。以上の理由から、会館警備業務を請け負っている下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 共栄セキュリティーサービス株式会社</p> <p>住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 17 号 千代田会館内</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,003,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

441

件 名	教育施設・児童福祉施設等の整備・改修の技術的支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	施設整備及び改修業務においては、整備計画を進める際の複雑さや難易度が高まってきており、事業の長期化や緊急的な課題に対応するための改修が増えているなどの課題を抱えている。 所管課である子ども施設課内における技術職員の不在やノウハウの不足を補うために、民間の建築・設備等専門技術者による相談・支援体制をつくり、専門的業務の調査や資料作成・アドバイス支援等の技術の提供を受ける。
選 定 理 由	本件は、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、審査の結果、下記事業者を内定事業者として決定した。(令和5年3月27日、4千子子施発第906号) 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 明豊ファシリティワークス株式会社 住 所 千代田区平河町二丁目7番9号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,635,000 円 (消費税を含む) <u>※ 総額単価契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

272

件 名	九段小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 1年</p> <p>4. 評価 良好な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社東洋食品 住 所 東京都台東区東上野1-14-4
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	28,743,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

515

特命随意契約理由書

件 名	九段小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う
選 定 理 由	実施場所である九段小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール 住 所 東京都文京区本郷 1-20-9 本郷元町ビル 5F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,380,600 <small>※ 総価単価契約のため、契約金額は支出限度額</small> 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

425

件 名	再生自転車販売業務
種 類	物 品：委託
概 要	① 再生自転車の搬入補助業務 ② 再生自転車販売業務 ③ 再生自転車販売実績報告
選定理由	<p>本件は、リサイクルセンター鎌倉橋内において、再生自転車販売業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	203,280 円（消費税を含む） ※契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

425

特命随意契約理由書

件 名	区有施設等受付管理業務（リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務
選定理由	<p>本件は、リサイクルセンター鎌倉橋の運営（受付、管理、販売、精算、環境意識の啓発、清掃等）の業務を円滑に行うため、受付等管理を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	9,147,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

425

件 名	一番町集会室及び麹町集会室管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町集会室及び麹町集会室の鍵の開閉、機械警備の設定解除、利用者承認書の確認等の集会室管理
選 定 理 由	<p>本件は、一番町集会室及び麹町集会室内における管理業務を円滑に行うため、一番町集会室及び麹町集会室管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	6,074,200 ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部 麹町出張所
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

425

件 名	神田公園区民館・内神田集会室受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園区民館・内神田集会室の鍵の開閉、利用承認書の確認、忘れ物の管理等の集会室管理
選 定 理 由	<p>本業務は、神田公園区民館・内神田集会室の受付業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,293,439 円（消費税を含む） <u>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

425

件 名	休日応急診療所案内業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	休日応急診療所の診療業務時間における千代田保健所の開所及び閉所業務、利用者への案内等の業務
選 定 理 由	<p>本件は、千代田保健所（以下「本所」という。）内における休日診療所の業務を円滑に行うため、有人警備による本所の開所と閉所、診療所開設時間内の案内業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項による千代田区指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,461,413 円（消費税を含む） <small>*単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

425

件 名	子ども発達センター入館業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども発達センターを利用する未就学児童や乳幼児を連れた保護者の来館が集中する時間帯に、自転車の駐輪や6階への案内等、入館対応を業務委託にて実施する。
選 定 理 由	本業務は、神田さくら館（児童・家庭支援センター）内における子ども発達センターの業務を円滑に行うため、事業者に入館業務を委託するものある。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項による千代田区指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	470,085 ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

438

件 名	区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立保育園・こども園・幼稚園への園内業務支援システムの導入により、保護者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、より保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図るため、構築及び運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年8月9日付4千子子支発0541号 令和4年度開始) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第8条第1号 3 繼続年数 2年 4 評 價 繼続2年目であり、業務成績は良好なため令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 日本ソフト開発株式会社 所 在 地 : 滋賀県米原市米原西23番地
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	28,586,000円
委 託 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども支援課
根 抱 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

360

件 名	公共の場所における喫煙行為、禁止行為への注意・指導業務
種 類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>1 路上禁煙地区内で喫煙行為を行った者への注意・指導</p> <p>2 喫煙者の近隣喫煙所への案内・誘導</p> <p>3 1を履行した数の集計（毎時）</p> <p>4 その他配置場所周辺で禁止行為を行った者への注意・指導</p> <p>5 1から4の業務に支障のない範囲での指定配置場所における吸殻の回収</p> <p>6 1から4の業務に支障のない範囲での区が指示する配置場所での人数集計調査</p> <p>7 区職員及び生活環境改善指導員の業務補助</p>
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） (令和5年2月3日付4千地安生発第205号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3 繼続年数 初年度</p> <p>プロポーザルによって選定された以下の事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 シンテイ警備株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区新富一丁目8番8号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	179,240,160 円 (消費税を含む) ※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	公金に係る収納データ作成等事務業務
種 類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	住民税等区収納金に係る収納データのデータ記録作成等を業務委託する。
選定理由	<p>本業務は、区と「千代田区の公金収納及び支払に関する業務並びに預金に取扱い等に関する契約書」に関連して行う業務であるため、相手方が1者に特定されている。このため、区収納金を取りまとめる本業務を行えるのは、下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由より、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 株式会社みずほ銀行 公務事務部</p> <p>住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,682,104 円 (消費税を含む) <u>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	会計室出納係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

271

件 名	麹町中学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麹町中学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 1年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 東洋食品 住 所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	30,855,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

164

件 名	産業廃棄物処分業務（廃プラスチック等）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（廃プラスチック等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選 定 理 由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた廃棄物運搬処理業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事（株）千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有明興業株式会社 住 所 東京都江東区若洲 2-8-25
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,524,500 ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

239

特命随意契約理由書

件 名	子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・保育施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合に、一時的に養育する事業。
選 定 理 由	<p>当該事業者の代表者は、平成30年度から区内唯一の「協力家庭」としてショートステイ事業に従事してきた。児童を預かるにあたっては、自らが経営する保育施設の施設等も活用してきたところであるが、当該施設は0歳から受入可能で宿泊保育もできる。区内においてそうした施設は他にない。</p> <p>また、児童虐待が社会問題化する中で、周囲に協力者のいない保護者のレスバイトの受け皿として、当日の緊急の依頼にも対応可能であるほか、コロナ禍において保護者が感染した家庭の濃厚接触者である児童の預かりにも対応でき、これらすべてを満たす事業者は他にない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社片山商店 住 所 千代田区神田佐久間町4-11-4 グレーシア千代田 秋葉原202号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,760,000 円 (消費税を含む) ※総価格のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	資源回収・資源化業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	古紙・びん・缶・ペットボトル等の資源物の回収及び資源化処理
選定理由	<p>下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。</p> <p>区内にある約3,900箇所の集積所から毎日資源ごみを回収するものであるため、1日10台以上の回収車を稼動する必要があることから、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に実施することができる。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 千代田区飯田橋2-12-1
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	403,049,306 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

471

件 名	商工融資システムの構築及び保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	商工融資申込受付、利子補給、信用保証料補助、融資状況・残額管理、指定金融機関管理、各種帳票出力等の事務処理を電子計算処理にて行うシステムの構築と、現行システムからのデータ移行等の作業、及び保守業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） (令和5年1月30日付 4千地商観発第403号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3 繼続年度 初年度
契約の相手方	名 称： 株式会社オレンジアーチ 住 所： 東京都足立区千住1-11-2 北千住Vビルディング7階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	942,9750 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

269

件 名	昌平幼稚園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 1年</p> <p>4. 評価 良好のため</p> <p>5. 繼続2年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社藤江</p> <p>住 所 東京都墨田区両国1-10-7</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,025,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命隨意契約理由書

件 名	新型コロナウイルス感染症予防接種費用請求等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内医療機関で実施するコロナウイルスワクチン個別接種に係る費用を区が支払うにあたり、区内医師会に請求書類の取りまとめと、その後の個別医療機関への費用の振込処理を委託する。
選 定 理 由	千代田区においては、コロナウイルスワクチン個別接種を区内の2医師会（千代田区医師会・神田医師会）を通じて、それぞれの地域の医療機関に協力し、実施している。 そのため、当該業務を委託するのは、下記の医師会以外に選択肢はない。以上の理由により下記医師会を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	① 名 称 一般社団法人 千代田区医師会 住 所 千代田区五番町4番地4 ② 名 称 公益社団法人 神田医師会 住 所 千代田区神田小川町二丁目8番
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	(2) 34,435,368 円 (消費税を含む) ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	健康推進課 新型コロナウイルス予防接種担当
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

243

件 名	神田さくら館 プール可動床不良部品交換業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田さくら館B2F温水プールに設置されている可動床について、アナログ信号出力ユニットの不具合によりプール可動床を稼働させる際に非常停止を起こし、自動操作不能となっているため、不良部品について交換を行い、正常に稼働するよう整備する。
選 定 理 由	(1)本案件の設備はいずれも下記業者が施工したものであり、年間を通じて定期点検及び維持管理保守を行っている。 (2)本件設備の細部の情報や、作業に伴う部品の調達は下記業者以外に困難である。 (3)可動床が正常に動作しない状態では学校運営等に大きな影響が出てしまうため、早急に交換作業を実施する必要があるが、設備を熟知している下記業者以外には安全かつ迅速な対応が困難である。 以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。
契 約 の 相 手 方	名称 株式会社UACJ金属加工 住所 東京都千代田区大手町1丁目7番2号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	7,700,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担 当 課	子ども施設課
根 抱 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

270

件 名	神田一橋中学校・お茶の水小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校及びお茶の水小学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 1年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 東洋食品 住 所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	47,619,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

194

件 名	神田警察通り沿道及び周辺地域まちづくり検討業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、神田警察通り及びその沿道地域の魅力を高め、まちの賑わいを創出するために策定した、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」及び「神田警察通り賑わいガイドライン」の実現に向けた具体的な取組み等について協議・検討をおこなうための神田警察通り沿道整備推進協議会及びその関連委員会（以下「協議会等」という。）の運営や神田警察通り周辺の広い範囲におけるまちづくりの具体方針である「神田警察通り周辺まちづくり方針」（以下「まちづくり方針」という。）の実現に向けた検討等を行うものである。
選 定 理 由	神田警察通り沿道のまちづくりについては、平成24年度から下記業者がガイドラインに沿ったまちづくりを検討しており、これまでの調査・検討の経緯や議論の内容等を踏まえて検討していくことが、今後継続して協議会等を運営するにあたって、密接不可分な要件である。 下記業者は、独立行政法人都市再生機構法に基づく法人であり、公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、都市の健全な発展と、国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。 まちづくり方針策定後においても、方針の実現に向けた検討体制、合意形成及びエリアマネジメント等の方策について継続的に検討を行う必要があることから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 独立行政法人 都市再生機構 住 所 新宿区西新宿6-5-1
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	2,970,000円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月29日
担 当 課	地域まちづくり課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ひきこもり支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	ひきこもりが長期化することで、親も本人も高齢化し、高齢の親が子の生活を支える「8050 問題」や、周囲に相談できず、孤立を深め、生活困窮に至る実態が社会の中で次第に顕在化してきた。これらのひきこもりに係る問題に対応するため、千代田区では、令和3年度より総合的なひきこもり受付窓口（直営）を開設した。令和5年度も引き続き、窓口で受け付けた相談への対応として、ひきこもり当事者及び家族の心理相談や講座・家族会等のひきこもり支援業務を事業者への委託により実施する。
選 定 理 由	<p>本事業の実施に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 信頼性や一定程度の実績のある「東京都若者社会参加応援事業」に登録されている事業者である 2 対象年齢を設けておらず、「義務教育課程修了後のすべての年齢の千代田区民」を対象とすることに対応が可能な事業者である 3 千代田区の近隣（中央区、港区、文京区、台東区、新宿区程度まで）で相談場所を確保できる事業者である <p>ことが求められる。</p> <p>下記業者は、すべての要件を満たす唯一の事業者であるため、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法 人 名： 公益社団法人 青少年健康センター茗荷谷クラブ 所 在 地： 東京都文京区小日向 4-5-8 三軒町ビル 306</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,880,968 円（消費税を含む） <small>契約のため、契約金額は支出限度額</small>
委 託 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 抱 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ファミリー・サポート・センター事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	育児の支援を行いたいもの（以下「支援会員」という。）と育児の支援を受けたいもの（以下「依頼会員」という。）を会員として、千代田区ファミリー・サポート・センター事業を実施し、会員相互の支援活動の調整等を行うことにより、仕事を家庭の両立及び子育て家庭の支援を図る。
選 定 理 由	<p>下記法人は、すでに地域住民が相互に助け合うためのサービス業務として、ボランティアセンター・ふたばサービスや、子育てサロンなど地域に根差した同様の事業又は、子育て支援のノウハウを活用した事業を行っている。</p> <p>本事業の実施にあたっては、①依頼会員は在住者で、支援会員は在住・在勤・在学であるため、地域住民相互の援助活動を行っていること、また、②地域との連帯業務を行っていることが必要である。これら条件については、それを満たすものが複数存在するが、千代田区内を活動拠点として全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南1-6-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,813,000円（消費税を含む） <small>※税込単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

540

件 名	千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討・策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>千代田区は、令和3年5月に改定した「千代田区都市計画マスターplan」を基に、令和4年6月には「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定する等、「つながる都心」の実現に向け、様々な事業を展開している。</p> <p>本業務は、千代田区都市計画マスターplanが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換して地域の共通認識を築く、まちづくりの合意形成の場のあり方・体制について提言や検討を行う千代田区まちづくりプラットフォーム検討会（以下「検討会」という）を効果的かつ効率的に運営するとともに、地域の関係者間におけるまちづくりの合意形成に関する最新の動向や区の現状・課題を把握し、必要なデータの収集・分析や助言・資料作成等を行い、まちづくりプラットフォームのあり方策定作業を支援することを目的とする。</p>
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年4月3日付5千環景都発2号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号</p> <p>3 繼続年数 初年度</p> <p>プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 一般財団法人計量計画研究所</p> <p>住 所 新宿区市谷本村町2-9</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 3 日
※ 契約金額	11396,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結の翌日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区認知症支援サービス推進調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区（以下「区」という。）の認知症施策の進捗と課題についての調査研究を継続し、その結果に基づき、本人主体の認知症ケアの実現に向けた認知症支援サービスの方向性と、人材育成、関係機関の連携推進、認知症に理解ある地域づくりの方策を明らかにする。
選 定 理 由	<p>1. 認知支援サービス事業開始 平成 25 年度 構築調査（25・26 年度）推進業務（27 年度） 推進調査業務（28～令和 4 年度） 認知症早期発見事業の開始（平成 25 年度） 仕組みづくり（25・26 年度） 発見業務（27～令和 4 年度）</p> <p>2. 本事業は、区の認知症施策を適切かつ効果的に展開するために、計画、進行、到達状況を調査し、区に助言、指導を行うものである。また、早期発見事業は、認知症高齢者が受援拒否等困難事例化することを防ぐため、適切な対応方法等を調査検証するものである。 下記業者は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯一の地方独立行政法人の研究所であり、平成 25 年度から上記の業務を受託し、区の事業実施の調査・構築を行ってきた。</p> <p>3. 令和 5 年度は、第 9 期介護保険事業計画と一体的に認知症基本計画を策定していくため、提言を取りまとめていく必要がある。これらにかかる適切な助言、指導を行うためには、区の「認知症支援サービス推進業務」の経過を把握し、認知症事業についての研究実績を持っていることが必要である。</p> <p>4. 契約の目的達成には、能力その他複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件についてはこれを満たすものは複数存在するが、すべてを満たすものが 1 者に限られる。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 住 所 東京都板橋区栄町 35-2

※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,451,089 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区平和使節団派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	国際平和都市千代田区宣言の主旨に基づき、過去の戦争の悲惨な事実について知るとともに、平和の尊さを改めて深く認識するために、区民等で「平和使節団」を組織し、先の大戦の激戦地「沖縄」・沖縄戦における特攻の出撃地「鹿児島」、人類史上初めて原子爆弾の被害を受けた「広島」及び「長崎」へ派遣する。
選 定 理 由	当案件について、令和5年3月2日に見積競争を行ったが、応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ヤサカ観光興業株式会社 荒川営業所 住 所 東京都荒川区西日暮里2-39-7
※ 契約年月日	令和 5 年 千 月 1 日
※ 契約金額	4,485,730 円（消費税を含む） ※ 総価単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年8月31日まで
担 当 課	国際平和・男女平等人権課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区役所本庁舎休日・夜間受付等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所本庁舎における休日・夜間等受付業務を行う。
選 定 理 由	<p>本庁舎のPFI事業終了に伴う庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務及び警備保安業務等の個別業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。</p> <p>しかし、本庁舎1階の休日・夜間受付業務は、区独自の業務であり、庁舎維持管理業務の共通仕様に包含することができないため、区の個別契約案件となる。</p> <p>本業務は、共通仕様に基づく警備保安業務との連携を図ることにより、窓口の円滑な保安管理が可能となるほか、休日・夜間の庁舎閉庁時の緊急時に迅速な対応が期待できる。また、警備保安業務の警備員が交代で従事することで、受付事務のノウハウの伝達・維持が可能であり、急な交代であっても同一レベルの要員の確保が容易となる。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 首都圏ビルサービス協同組合 住 所 東京都港区赤坂 1-1-16 細川ビル 1003号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	11,912,670 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

435

件 名	千代田区立学校等外国人講師派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立保育園・幼稚園・こども園・小学校における外国語教育活動の振興を図り、国際教育の推進に資することを目的として、英語を母国語とする外国人講師を来校（園）させ、外国語教育活動の指導にあたらせる。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） (令和3年3月22日付決裁済み2千子指導発第1008号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 繼続年数 2年目 4. 評価 良好のため 5. 繼続3年目であり、令和4年度の業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 ハートユーポレイション 住 所：東京都中央区東日本橋3-8-1, 903
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,620,000 円（消費税を含む） <u>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

499

件 名	千代田区立学校等用務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立学校等における園児、児童及び生徒の安全で安心した学校園生活と教育活動を安定的に推進するため、また教職員が学校園生活を円滑に行えるようにするため、備品等の管理や来校園舎の応対等を含む用務業務を委託する。 <履行場所> (1) お茶の水小学校及びお茶の水幼稚園 (2) 昌平小学校及び昌平幼稚園 (3) 麻町中学校
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年9月8日3千指業委第7号 プロポーザル方式承認 令和4年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 繼続年数 1年度 継続2年目であり業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 光管財株式会社 千代田支店 所在地 東京都千代田区富士見1-11-23 フジミビル303
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 日
※ 契約金額	60,492,553 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

345

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター電子電話交換機設備保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、平成 27 年 11 月 6 日に竣工した千代田区立高齢者総合サポートセンターに配備された電子電話交換機について、その機器が適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1 高齢者総合サポートセンターの電子電話交換機設備は、下記事業者が設計、配線及び各種設定したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、通信設備の安定性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 電通工業株式会社 住 所 東京都品川区東大井 5-11-2
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	924,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

276

件 名	全庁ネットワークセキュリティ対策支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区では今後総合住民サービスシステム、総合行政システム等のリプレースを予定している。それぞれのシステムの構築にあたる全体最適化や総務省新強靭化モデルに合致したセキュリティの確保等についての専門的な検討と実際の構築に必要な支援に関する業務を委託する。
選 定 理 由	現在稼働しているそれぞれのシステムの円滑なリプレースのためには、現在のシステムについて熟知している必要がある。また、リプレースの際のセキュリティの確保のためには千代田区のセキュリティの現況とリプレース後に求められるセキュリティの要件について専門的な知識を有する必要がある。下記事業者はそれぞれのシステムの導入時より専門的な支援を担当しており、千代田区のシステムやネットワークについて最も精通している。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が1者に特定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：エクシオ・システムマネジメント株式会社 住所：東京都千代田区神田駿河台4丁目2番5号 トライエッジ御茶ノ水2F
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	1,848,000円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

403

件 名	男女共同参画センターコンピュータ機器類の賃貸借	
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	男女共同参画センターのコンピューター機器類の賃貸借を行うとともに、機器が正常に稼動するように保守を行う。	
選定理由	<p>コンピューター機器類については、平成30年度から5年間の使用を前提として基本料金を設定し、平成30年度に見積競争により契約締結した。</p> <p>本年度は、機器の更新時期となるが、現機器の使用頻度がそれほど多くなくまだ十分に使用できることまた新機器を導入した場合と現機器を継続して使用した方がコストの削減が図れること。（前年度の契約金額との比較でも2割程度減となる。）また下記業者が機器の保守等も誠実に履行していることから、下記事業者を指定する。</p>	
契約の相手方	<p>名 称 日通リース＆ファイナンス株式会社東京支店</p> <p>住 所 宮下 晃</p>	
※ 契約年月日	令和5年4月1日	
※ 契約金額	608,520	円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
担 当 課	地域振興部 国際平和・男女平等人権課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

3/9

特命随意契約理由書

件 名	地域医療・介護サービス資源情報システム保守・運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 地域医療・介護サービス資源情報システムの運用、保守 (2) 掲載対象機関への調査業務（一斉郵送調査） (3) 関係者向けサイトユーザー登録依頼書発送業務 (4) その他付帯業務
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成29年度 (平成29年9月15日付29千保在支第179号) 平成29年9月30日開始 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 繼続年数 6年 4. 評価 良好的な業務成績のため 5. 更新 令和3年10月21日付3千指業委第8号「指名業者選定委員会」承認 5年延長 令和5年度で更新2年目であり評価は良好なため、令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住 所 東京都新宿区西新宿2-1-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,197,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

300

件 名	中小企業向け補助金活用等促進業務
種 類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	助成金・補助金自動診断システム（以下「システム」という。）について、引き続き利用できる状態を保つことで、区内中小企業者等が事業実行に当たり、様々な補助金等を活用することを促し、もって区内商工業の発展に資することを目的とする。
選 定 理 由	現在利用しているシステムは、下記事業者独自のシステムであり、業務を履行できる唯一の事業者であることから、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ライトアップ 住 所 東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号 渋谷クロスター32F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	660,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

351

件 名	定期報告に係る電子データ化等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	定期報告書受付印押印、電子化及びデータ入力
選定理由	<p>国や地方公共団体等は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めなければならない。</p> <p>区では、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、「平成30年度千代田区における障害就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達するように努めている。また、その調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用することとしている。</p> <p>下記事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設を有し、東京都知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を特命随意契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 社会福祉法人 日本キリスト教奉仕団</p> <p>住 所 東京都板橋区高島平9-42-7</p>
※ 契約年月日	令和5年4月 日
※ 契約金額	1,214,400円 (消費税を含む) * 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

376

件 名	転倒骨折予防・栄養改善教室業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	65歳以上の区民のうち、運動器の機能が低下している者又はそのおそれのある者及び区が必要と認めた者を対象に、筋力向上プログラムを実施し、運動器機能の向上、生活機能の改善を図る支援を行う。また、参加者が教室終了後も自主的に運動を続け、継続的に介護予防に取り組めるよう促す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年2月21日 4千保在支発第673号(令和4年度開始)) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：セントラルスポーツ株式会社 健康サポート部 所 在 地：東京都中央区新川1-21-2
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,036,000 円 (非課税)
委 託 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

523

件 名	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他（賃借））
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請・電子調達サービスを利用し、区の契約のうちの一部を電子調達により実施する。
選定理由	<p>1. 導入年度 平成16年度 本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。</p> <p>2. 受託業者 平成16年度、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株 平成19年度、東日本電信電話株 平成22年度、日本電気株が選定され、業務を行っている。</p> <p>3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>会社名 日本電気株式会社 公共・社会システム営業本部</p> <p>所在地 東京都港区芝五丁目7番1号 NEC本社ビル</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	9,067,698 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担当課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

546

件 名	病後児保育実施業務 (anton nursery school)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	病後児保育は、児童が病気の回復期にあり集団保育を行うことが困難な期間に、当該児童を一時的に預かる事業であり、保護者の就労支援を目的としている。千代田区病後児保育実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める施設において、事業を実施している。
選 定 理 由	本事業は、認可保育園4園（区立3園と私立1園）で実施している。コロナ禍で、全ての園が骨折等の外傷性疾患のみの受け入れに限定して運営しているが、保護者ニーズが高いのは下痢・嘔吐症状の疾患や感染性疾患の受入れである。これらの疾患の病後児の受入れが可能で、かつ要綱第3条で定める施設基準を満たす施設は以下の事業者のみである。 以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社片山商店 住 所 千代田区神田佐久間町4-11-4 グレーシア千代田秋葉原202号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	6,600,000円（消費税を含む） <u>※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

242

件 名	保護者向け連絡配信システム運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区教育委員会及び千代田区立学校園・児童福祉施設と保護者等との連絡手段の一つとして活用するため構築したシステムについて、運用及び保守等を行う。
選 定 理 由	<p>連絡配信システムは、従来のシステム運用事業者によるメールテキスト配信業務終了を受け、令和2年度に①教員の働き方改革を踏まえ、保護者からの欠席・遅刻連絡機能があることや電子ファイルが添付可能なこと、②保護者の連絡手段の多様化を踏まえ、アプリによる配信が可能なこと、③従来のシステム運用時と同様の個人情報収集内容であることから、特命随意契約により下記事業者のシステムを採用し、令和3年度から運用を行っている。</p> <p>同事業者の運用システムについては、導入後に問題なく運用できており、また、毎年度の事業者変更は保護者をはじめ学校・児童福祉施設職員の負担を招くことが想定される。</p> <p>のことから、下記の事業者を契約相手方とする。</p>
契約の相手方	<p>名 称 バイザー株式会社 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル5階</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,254,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	千代田区教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、令和4年度に実施した「認知症早期発見事業」の訪問調査等により発見された認知症の疑われる区民に対し、訪問調査を行った調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選 定 理 由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DASC 研修会等に参加し、その技術を身に着けていること。 2 成人・高齢者の訪問看護実績があること 3 千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4 区内全域への派遣ができること。 5 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 <p>契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。</p> <p>なお、下記業者は「訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務」(契約日 令和4年4月1日)を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。</p> <p>以上の理由により、引き続き今回の業務について、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 別添のとおり</p> <p>住 所</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,149,000 <small>※ 総価単価契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書 別添

契約の相手方	
①	名 称 株式会社ACTIVE CARE AGENCY アクア訪問看護ステーション 住 所 千代田区神田司町2-17-6 新商神田ビル5F
②	名 称 有限会社くくむ 岩本町訪問看護ステーション 住 所 千代田区東神田1-5-1 ディアハイム神田岩本町703号
③	名 称 株式会社ステラ 九段訪問看護ステーション 住 所 千代田区九段北1-10-5 九段櫻ビル8階
④	名 称 株式会社双泉メディカルサポート 住 所 葛飾区青戸5-30-4

特命随意契約理由書

245

件 名	万世橋出張所・区民館植栽維持管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他（ ）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	万世橋出張所・区民館の建物・敷地内緑化等の緑化のために設けた植栽の剪定・刈込、病虫害防除、除草、施肥等（以下「植栽作業」という。）の管理を行う。
選 定 理 由	下記事業者は、建物・敷地内の植栽に際して、区民館の建設当時に建築、設備業者とともに地上部の植栽及び区民館2・3階部分の人工地盤における自動灌水装置の設置、植栽を行った「内山緑地建設㈱」の関連子会社で、植栽の管理を担当している業者であることから、植栽作業のみならず、自動灌水装置に問題が生じた場合でも、建物の構造・システム設備等にも通じており、植栽の維持管理業務を円滑に行うことができることから、下記業者を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名 称 東京グリーンサービス株式会社 住 所 中央区八丁堀二丁目8番2号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	836,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
担 当 課	地域振興部 万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	「神保町ひまわり館」総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「神保町ひまわり館」の建築物及び建築設備、並びに「これらの付帯設備等の維持管理業務（清掃・設備管理・保守警備・環境衛生管理）の機能及び美観を維持し、利用者・居住者の便宜を図り、当該業務を合理的かつ効率的に執行する。
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改訂）に基づき、令和4年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和4年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ケルンビラシステム 住 所 東京都荒川区荒川18-6-13
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	20,966,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

399

件 名	DX及び業務改革（BPR）推進支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、令和4年度に区が策定したDX戦略に掲げた取組み等をより一層推進し、更なる発展を目指していくうえで、専門的な知見、経験に基づく具体的な助言や支援を得るものである。
選 定 理 由	<p>令和4年度に千代田区DX戦略を策定するとともに、行政手続きオンライン化実証実験をはじめとする各種取組みの試行的実施を行ってきた。</p> <p>本業務である、庁内検討体制の支援や具体的取組みの検討・実施においてはこれまでのDX推進の方向性や取組みを前提に十分検討しなければ、真に効果的なDXの実現につなげることは困難であり、本業務と密接不可分である。また、本業務の実施にあたっては、BPRの観点からも一体的に取り組みを行うことで、より一層の効率的な実施につなげていく継続的な取組みである。</p> <p>以上のことから、本業務は、DX推進と密接不可分かつ継続的な業務である。</p> <p>下記業者は、令和4年度に区が策定したDX戦略の検討作業に携わっているとともに、BPR推進にあたっても、専門的知見から区に対し、各種支援業務を受託している。</p> <p>上記のとおり本業務と密接不可分であるDX推進支援及び業務改革（BPR）推進支援を、良好な業務成績で実施していることから、引き続き、令和5年度においても下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社</p> <p>所在地 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号</p> <p>丸の内二重橋ビルディング</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	62,700,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

担当課	政策経営部 I T 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

329

件 名	LINE セグメント配信システム保守運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	LINE セグメント配信システムの保守運用を行い、円滑な情報発信とユーザーが快適に情報を受け取れる体制を維持管理する。
選 定 理 由	下記事業者は、LINE セグメント配信システムを設計・開発した事業者であり、本システムの保守業務については、既設のシステムと密接不可分の関係にあり、システム開発者以外に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 住 所 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,947,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	いきいきプラザ一番町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選定理由	下記業者は、いきいきプラザ一番町の指定管理者かつ一番町特別養護老人ホームの運営法人である。また、本高齢者住宅は、いきいきプラザ一番町の建物内にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、より迅速で細やかな対応が可能となる。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 カメリア会 住 所 東京都江東区亀戸3丁目36番5号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,864,180 円 (消費税を含む) ※価格改定 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

215

件 名	インターネット行政情報サービス（iJAMP）の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区の事務事業の推進や政策立案等に役立てるため、区職員が業務用PC端末から最新の行財政ニュース、官庁ニュース等を閲覧できる行政情報サービスを利用する。
選定理由	<p>区の事務事業の推進や政策立案にあたっては、中央官庁や、他の地方公共団体等に関する最新情報を把握する必要がある。</p> <p>「iJAMP」は、中央省庁や地方公共団体の動向、政治・行政・社会ニュース等を行政職員向けにリアルタイムで配信するサービスである。中でも、同社の「官庁速報」は、記事の9割以上が新聞やインターネット等のマスメディアには配信されていない専門的な行政ニュースであり、国や地方自治体の広範にわたる政策情報等を日刊で配信するこのサービスを提供しているのは、当該業者のみである。</p> <p>また、「iJAMP」は優れた画面構成や操作性で扱いやすく、庁内職員が操作に習熟しており、業務上必要な情報を十分に得ることができるものである。</p> <p>よって、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 時事通信社</p> <p>住 所 東京都中央区銀座5-15-8</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,131,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	企画課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

539

件 名	ウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施支援及び研究支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>千代田区では、千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）において、骨格構造に回遊を楽しむ環境を充実させる骨格軸としてエリア回遊軸を設定し、テーマ別まちづくりにおいても人を中心のウォーカブルなまちづくりを図ることを定めているところである。また、分野別計画である千代田区駐車場計画（令和3年7月策定）においても、ウォーカブルなまちづくりに寄与する駐車場のあり方を目指すことを定めている。</p> <p>本業務は、千代田区ウォーカブルまちづくりデザインに基づき、実施地域に適した日常的な公共空間等の利活用を目指したウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施及びウォーカブルなまちづくりに関する研究の支援をするものである。</p>
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年3月31日付4千環景都発256号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号</p> <p>3 繼続年数 初年度</p> <p>プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 一般財団法人計量計画研究所</p> <p>住 所 新宿区市谷本村町2-9</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,979,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

244

件 名	ガスコーチェネレーション保守点検業務（麹町中）	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	麹町中学校に設置されたガスコーチェネレーション（ジェネライ ト）保守点検業務	
選定理由	<p>1. 麹町中学校の機器、設備は、下記事業者が製造したものである。</p> <p>2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>	
契約の相手方	<p>名 称 ヤンマーエネルギーシステム株式会社 東京支社</p> <p>住 所 大田区平和島6-1-1 東京流通センタービル4F</p>	
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
※ 契約金額	748,000 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日	
担 当 課	子ども部 子ども施設課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	フレイル予防講座等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者は、加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、フレイル状態となると要介護状態に進む危険性が高まる。高齢者自らが心身状態を把握し、フレイルの概念を学び、適切に対応できるようにすることで、地域において自立した生活を送れるよう促す。 さらに講座終了後も継続して、フレイル予防に取り組めるよう支援し、参加者の行動変容を目指す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 31 年度（令和元年度開始） (令和元年 7 月 2 日 31 千保在支発第 212 号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 繼続年数 4 年 4 評 價 良好な業務成績のため 5 更 新 令和 3 年 10 月 21 日付 3 千指業委第 8 号「指名業者選定委員会」承認 令和 5 年度で更新 2 年目であり評価は良好なため、令和 5 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 日本健康寿命延伸協会 住 所 東京都板橋区大山東町 45 番 2 号 1 階店舗
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,807,000 ※ 税込単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	介護予防把握事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内高齢者に調査票（介護予防の要否を判定する質問紙）を郵送し、返送者のデータを解析して、生活機能の判定結果や介護予防事業参加勧奨を通知する。
選定理由	<p>本事業は、平成21～23年度に行った東京都包括的支援事業（先駆的介護予防事業）の成果を前提にして、平成24年度に開始した。</p> <p>本事業は調査票の作成と結果の分析にあたり、専門的な観点から考案された質問内容及び解析方法により実施する必要がある。下記業者は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯一の地方独立行政法人の研究所であり、平成24年度以降の分析・実施結果・課題を蓄積している。過去の分析結果・課題を本年度の介護予防事業実施に役立てていくため、これまでの個人に関する分析の経過を踏まえた実施結果・課題が不可欠である。これら、一つ一つの条件については、これを満たすものは複数存在するが、すべてを満たすものが1者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター</p> <p>住 所 東京都板橋区栄町35-2</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	4,238,667 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

160

件 名	環境事前協議技術支援等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区環境計画書制度の事前協議の運営を支援することを目的とする。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年3月26日付2千環環政発第287号 令和3年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 繼続年数 2年 4 良好的な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日建設計総合研究所 住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	6,820,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月29日
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。